

那覇家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成22年3月2日(火)午後2時～午後4時

第2 開催場所

那覇家庭裁判所大会議室

第3 出席者

(委員)

筏津順子, 黒木慶英, 秦秀人, 富田詢一, 比嘉正, 三浦守, 宮尾尚子, 宮里玲子, 横江崇(五十音順, 敬称略)

(説明補助者)

渡邊事務局長, 桑原首席家裁調査官, 熊谷首席書記官, 比屋根事務局次長, 井野次席家裁調査官, 賀村訟廷管理官

(庶務担当)

北原総務課長(書記)

第4 議事

(発言者の略記=◎:委員長, ○:委員(裁判所委員は□), ■:説明補助者)

- 1 開会宣言
- 2 新任委員の紹介(筏津順子, 黒木慶英, 三浦守)
- 3 委員長選出(筏津順子)
- 4 委員長あいさつ(筏津順子)
- 5 意見交換(テーマ「那覇家庭裁判所における成年後見制度の運用について」)
 - (1) 成年後見手続説明用DVDの視聴
成年後見～利用のしかたと後見人の仕事～(最高裁作成)
 - (2) 裁判所の説明(項目のみ)
那覇家庭裁判所における成年後見事件の現状について
 - (3) 意見交換(主な意見)
 - ア 第三者後見人確保のための方策について
○ 一人で後見人の責任を担うのは相当きついものがあるとすれば, 法

人後見人を増やしてはどうか。組織的に責任を担うということになれば、一人の責任が少しは薄まるのではないか。また、多くの人の目がそこに注がれるわけであるから、不正もできないのではないか。

○ 沖縄は、ボランティアが多く集まる土地柄であるのに、後見人の引き受け手が少ないのはなぜか。専門家が引き受けるのが少ないのではないか。

○ 親族の中で相応しい人がいれば、その人が後見人になるのがよいが、親族間の対立が激しく困難なケースもある。登録している弁護士で、実際に弁護士活動を行っているのはその半分程度で、そのうち家庭に関する問題に携わっている弁護士は更に少なくなると思われる。対立する親族間の調整など、法律行為以外のこともせざるを得ず、後見人の仕事は大変であるが、弁護士という仕事柄から弁護士がもっと後見人をやるべきだと言える。弁護士会でも、研修等を行いながら、より多くの弁護士が関われるようにという活動もしている。後見人の仕事は、本人が死亡等するまでは続くもので、終わりが見えないということもあり、また、他の仕事で繁忙ということもあり、後見人の仕事が累計的に増えていくのは大変だという感じはある。

◎ 付言すると、弁護士には一番困難な事件をお願いしていると思う。これからもよろしくお願ひしたい。

○ 一定の専門性や時間が必要ということであれば、弁護士等がビジネスでやらないと難しいのではないかという印象を受けた。

○ 第三者後見人を必要とする人で、財産や身よりもないという場合、ビジネスでやれないか。

■ 社会福祉協議会等の法人後見人の活用を推進したいと思っているのは、お金のない人に対して地域社会の中でどのように援助していただけるのかということを中心に考えているからである。ただ、社会福祉協議会は地方公共団体の外郭団体であることから、活動資金をどうするかといった問題もある。また、ボランティアといっても、専門的な知識も必

要だし、時間も必要である。担当者の養成にも時間がかかる。裁判所としては、社会福祉協議会に積極的に講師を派遣するなどして、法人後見人を立ち上げていただくような支援をしているところである。お金のある人の後見人の確保は何とかなるが、お金のない人の後見人の確保が一番の課題であり、社会福祉協議会の活動に期待しているところである。

○ 財産のない人の後見人に第三者である専門家になってもらうのは難しいと感じた。ボランティアで後見人になってもらえる人がどれだけいるのか、先の展望がなかなか難しいのではないかという感じがする。そのことだけではビジネスとしては成り立たないと思う。ビジネスと言えるかどうかは知らないが、例えば、財産のある人の後見とセットにすることもやりつつ、お金のない人もケアしていく、そういう仕組みを社会的に作っていかないとなかなか解決しない問題ではないか。いわば社会福祉みたいな話であって、もっとパブリックな関与がないといけない問題ではないか。問題の深さというか、難しさを感じた。

イ より利用しやすい制度を実現するための方策や広報の在り方について

○ 制度自体が分かっていないと利用しにくい面があるし、第三者後見人についても、事例をあげて具体的なことをやっていかないと本質というか、問題は見えてこないのではないか。単なる周知、広報ではどうかなと思う。いろんな形で検証する企画をやってみるとか、理解を求める周知をしていかななくてはいけないのかなと思う。

○ 昨年、公民館において、法務局主催の一般向けの後見制度の勉強会があった。

ウ まとめ

□ 後見制度については、これからも広報活動等を通じて国民に広く知ってもらわなくてはいけないと思っている。後見制度を本来必要とする人に周知させるということはそれなりに行ってきているが、後見事件が増えた後の第三者後見人の給源をどうするのかという、この辺りの社会的な意義についての周知、広報がまだ足りておらず、このようなところをアピール

していかないと第三者後見人の給源がなかなか増えていかないのではないかと考えている。というのは、後見人の仕事は大変な仕事であり、それだけ聞くと後見人の引き受け手がおらず、後見制度が本人保護のためにどれほど意義があるかということをどんどん広めて世間に認知してもらわないと、本人保護のために協力してもらえらる第三者後見人が増えていかないので、そういった後見人の重要性を世の中に広めていくことが重要である。後見制度があるということ、第三者後見人が必要であるということ、後見人の具体的な仕事や責任等についてもまだまだ広めていかなくてはならないということがよく分かった。後見人にも具体的な職務の内容等について説明しておく必要があるし、また、本人の家族にも後見人の具体的な権限等について理解してもらえないと、その後の後見業務（特に親族との調整）が円滑に行えない場合があるので、そういうところも広報しながら後見人が個々の事件で活動しやすくしていく必要があると思った。家庭裁判所では、定期的な家事関係機関協議会において、市町村の福祉担当者等と協議を行っているが、その中でも第三者後見人の給源が問題になり、頭を悩ましている。市町村においても、助成できないこともあり、頭を悩ましている。後見制度に関わりのあるいろいろな関係機関が共通の問題意識を持って、広報したりして、社会の後見制度に関する認識を高めていかなくては行けないと改めて認識した。

6 次回テーマ

- ◎ 意見が出ないので、前回と同様に、期日の2か月前に議題についての照会書面を送付して意見を聴取する。

7 次回開催期日

平成22年9月14日（火）午後2時

8 閉会宣言